

市制施行70周年



70年分の想い、未来へ

未来へつなぐ みんなの東松山

令和6年度 東松山市職員採用試験 (後期試験)

1次試験：令和6年9月22日（日）

【受付期間】令和6年7月16日（火）～8月6日（火）

【募集職種】一般事務

（障害者対象・就職氷河期世代対象・文化財含む）

土木・建築・社会福祉士

保健師・栄養士

東松山市役所 総務部 人事課
〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町1-1-58
☎0493-21-1417（直通）



↑職員採用情報↑

1. 募集概要

募集職種	採用予定人員	受験資格
一般事務 (A～C)	7人程度	学校教育法に定める高等学校卒業以上の学歴を有する方又は令和7年3月までに卒業見込みの方で、次の年齢要件を満たす方 ・大学：平成6年4月2日以降に生まれた方（A） ・短大：平成8年4月2日以降に生まれた方（B） ・高校：平成10年4月2日以降に生まれた方（C）
一般事務 (障害者対象) (D)	5人程度	学校教育法に定める高等学校卒業以上の学歴を有する方又は令和7年3月までに卒業見込みの方で、次の要件を全て満たす方 ・昭和59年4月2日以降に生まれた方 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方又は知的障害者更生相談所等により知的障害があると判定された方
一般事務 (就職氷河期世代対象) (E)	1人程度	昭和43年4月2日～昭和63年4月1日に生まれた方で、民間企業等における職務経験が令和6年7月1日時点で5年以上ある方
一般事務 (文化財) (F)	2人程度	学校教育法に定める大学卒業以上の学歴を有する方又は令和7年3月までに卒業見込みの方で、次の要件を全て満たす方 ・平成6年4月2日以降に生まれた方 ・考古学に関する専門課程を履修し卒業した方（令和7年3月卒業見込みを含む）
土木 (G)	3人程度	学校教育法に定める高等学校卒業以上の学歴を有する方又は令和7年3月までに卒業見込みの方で、次の要件を全て満たす方 ・平成元年4月2日以降に生まれた方 ・土木課程を履修し卒業した方（令和7年3月卒業見込みを含む。） ・土木工学に関し、大学卒程度の知識のある方
建築 (H)	1人程度	学校教育法に定める高等学校卒業以上の学歴を有する方又は令和7年3月までに卒業見込みの方で、次の要件を全て満たす方 ・平成元年4月2日以降に生まれた方 ・建築課程を履修し卒業した方（令和7年3月卒業見込みを含む。） ・建築学に関し、大学卒程度の知識のある方
社会福祉士 (I)	2人程度	社会福祉士の資格を有する方又は令和7年3月までに取得見込みの方で、平成6年4月2日以降に生まれた方
保健師 (J)	1人程度	保健師の資格を有する方又は令和7年3月までに取得見込みの方で、昭和59年4月2日以降に生まれた方
栄養士 (K)	1人程度	管理栄養士の資格を有する方で、昭和54年4月2日以降に生まれた方

※一般事務（A～C）は、学歴区分により試験問題が異なり、他の区分では受験できません。

※学歴を要件とする職種は、東松山市が同等の資格があると認めた方も受験することができます。詳しくは東松山市人事課までお問い合わせください。

※学校教育法に定める専修学校及び各種学校（年間授業時間数が680時間以上）で、次の要件に該当する学校を卒業した方は、短大の区分とみなします。

・専修学校で、修業年限 2 年以上の専門課程（専門学校）のもの

・各種学校で、高校（3 年）卒を入学資格とする修業年限 2 年以上の課程のもの

※学校教育法に定める高等専門学校（中学卒を入学資格とし修業年限 5 年）は、短大の区分とします。

※「民間企業等における職務経験」とは、民間企業、自営業、社団（財団）法人、NPO 法人、国、地方公共団体等で、一つの勤務先に週 30 時間以上従事した期間が 2 年以上継続した場合が該当します。

職務経験が複数ある場合は通算することができますが、同一期間内はいずれか一方のみに限ります。

※最終合格者で職歴のある方には、職歴を加算して給与の格付けを行いますので、職歴に関する証明書類を提出していただきます。

※次のいずれかに該当する方は、受験できません。

（１）日本国籍を有しない方（保健師、栄養士を除く）

（２）地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する方

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

②東松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない方

③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

2. 試験科目・内容

試験	職種	試験科目	内容
1 次試験	一般事務 (A～F)	教養試験	時事、社会・人文、自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題 ※大卒・文化財は大学卒程度、その他は高校卒程度
		適性検査	能力検査（言語的理解、数量的処理、論理的思考等）と性格検査について出題します。 ※大卒・文化財は大学卒程度、その他は高校卒程度
	土木（G）	専門試験	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画含む）、材料・施工〔大学卒程度〕
	建築（H）	専門試験	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規含む）、建築設備、建築施工〔大学卒程度〕
	社会福祉士 (I)	専門試験	社会福祉概論（社会保障及び介護を含む）、社会学概論、心理学概論
	保健師 (J)	専門試験	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
	栄養士 (K)	専門試験	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営
2 次試験	全職種共通	面接試験	人物について、個別面接を行います。
		集団討論	討論テーマは試験当日に発表します。
		性格検査	性格特徴を把握するための検査を行います。
3 次試験	全職種共通	面接試験	人物について、個別面接を行います。

※一般事務は、1 次試験科目について教養試験と適性検査のいずれかを選択することができます。

※ 2 次試験の性格検査は、1 次試験において適性検査以外の科目を受験した方を対象に実施します。

3. 試験日・会場

区分	試験日	試験会場	合格発表
1 次試験	令和 6 年 9 月 22 日（日）	東松山市総合会館	合格者のみに通知します。
2 次試験	日時・会場については、1 次試験合格者に通知します。		受験者全員に通知します。
3 次試験	日時・会場については、2 次試験合格者に通知します。		受験者全員に通知します。

※一般事務（就職氷河期世代対象）は、1 次試験の前に書類選考を行い、申込者全員に 1 次試験受験の可否について通知します。通知の発送は、8 月 23 日（金）を予定しています。

※東松山市ホームページにおいても、合格者の受験番号を掲示します。

※試験の結果については、1 次～3 次試験いずれも不合格者で受験者本人に限り、開示を請求することができます。

4. 受験手続（電子申請又は郵送）

【電子申請】

原則、インターネットによる電子申請でお申込みください。電子申請の方法は、HP 掲載の「電子申請入力手順について」をご覧ください。

受付期間	令和 6 年 7 月 16 日（火）8 時 30 分から令和 6 年 8 月 6 日（火）23 時 59 分まで
必要なもの	①パソコンまたはスマートフォン、タブレット端末 ②受験者本人のメールアドレス（合格後も連絡手段として使用します） ③受験者本人の顔写真データ（3 ヶ月以内に撮影した上半身・脱帽・正面向き、縦横比 4:3 で JPEG、PNG 形式） ④一般事務（障害者対象）は、障害者手帳等のデータ（PDF、JPEG、PNG 形式） ⑤一般事務（就職氷河期世代対象）は、職務経歴報告書のデータ（Word、PDF 形式） ⑥一般事務（文化財）は、発掘調査経歴書のデータ（Word、PDF 形式）※経験者のみ ⑦社会福祉士・保健師・栄養士は、資格を証明するもののデータ（PDF、JPEG、PNG 形式）※有資格者のみ
提出書類	採用試験申込書を 2 次試験当日に持参してください。（1 次試験合格者のみ） ※電子申請の利用者ページから採用試験申込書を印刷し、後日郵送される受験票に記載の受験番号を記入し、電子申請による申込日と同一の日付で、自署欄に署名してください。（A4 サイズ/カラー）

※申込到達後、修正が必要な場合はメール又は電話でお知らせいたします。それ以外での修正はできません。

【郵送】

受付期間	令和 6 年 7 月 16 日（火）から令和 6 年 8 月 6 日（火）まで ※消印有効 ※封筒の表面に「職員採用試験関係書類在中」と朱書きし、「特定記録」又は「簡易書留」で郵送してください。（これらによらない場合による事故については、責任を負いません。）
送付先	〒355-8601 東松山市松葉町 1-1-58 東松山市役所 人事課 宛て
提出書類	①採用試験申込書 ②一般事務（障害者対象）は、障害者手帳等の写し（A4 サイズ） ③一般事務（就職氷河期世代対象）は、職務経歴報告書 ④一般事務（文化財）は、発掘調査経歴書※経験者のみ ⑤社会福祉士・保健師・栄養士は、資格を証明するものの写し（A4 サイズ）※有資格者のみ

※提出書類は、返却いたしません。

【共通事項】

- (1) 受験票の発送は、8月23日（金）を予定しています。
- (2) 1次試験合格者は、卒業（見込）証明書及び学業成績証明書を2次試験当日に持参してください。
※いずれも令和6年4月以降に発行されたもので、最終学歴のものを提出してください。大学院在学・修了者の方は大学分の証明書を提出してください。
※学校の事情により提出できない場合は、その旨を記載した書面を提出してください。
- (3) 受験に際して、障害等の理由により配慮が必要な方は、事前に人事課へ御連絡ください。

5. 合格後の注意事項

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載された上、身体検査等を行い定員の欠員に応じて逐次採用します。
なお、採用の時期は、令和7年4月1日以降となります。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は名簿登載の日から1年間です。
なお、以下の事項に該当する場合は、採用候補者名簿から削除されます。
 - ・提出書類に虚偽又は不正があった場合
 - ・卒業見込みの方が卒業できなかった場合や、資格取得見込みの方が資格を取得できなかった場合
 - ・採用候補者として信用を失墜する行為（非違行為）を行った場合

6. 給与・勤務条件・福利厚生

- (1) 給与
 - ・令和6年4月1日現在における初任給（地域手当を含む）は、次のとおりです。
一般事務（大学卒）226,688円 ※大学院修了者や職歴がある方は、一定の基準により加算されます。
 - ・職務経験者等の標準的な初任給（地域手当を含む）は、次のとおりです。
職務経験 5年（大学卒）248,416円 / 職務経験 10年（大学卒）272,832円
 - ・このほか、支給要件に該当する方には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などが支給されます。
 - ・昇給は、原則として年1回行われます。
 - ・採用時まで給与改定があった場合は、その内容によります。
 - ・退職手当は、埼玉県市町村総合事務組合の規定により支給されます。
- (2) 勤務時間・休暇
 - ・勤務は、原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。ただし、配属先により、通常と異なった勤務時間が適用になることがあります。
 - ・休暇は、年間20日（4月1日採用の場合は初年度は15日）の年次有給休暇、疾病等の場合に与えられる病気休暇及び結婚、忌引、出産等の場合に与えられる特別休暇等があります。
- (3) 福利厚生
 - ・職員は、埼玉県市町村職員共済組合の組合員となり、病気、出産等の場合には、各種の給付が受けられます。
また、厚生施設の利用及び貸付金の制度などがあります。
- (4) 人材育成
 - ・新規採用職員研修をはじめ、勤務年数に応じた階層別研修、民間の研修機関への派遣研修など各種研修を実施します。また、新規採用職員には、先輩職員がメンターとして指導にあたります。

7. その他

令和6年度東松山市職員採用試験（前期試験）または令和6年10月1日採用の職員採用試験を受験された方は、本試験を受験できません。